

## QLD州の家族法制度の特徴

1. オーストラリアの法制度および家族法 The Australian Legal System and Family Law
2. 離婚 Divorce
3. 財産分与 Property Settlement
4. 配偶者の扶養 Spousal Maintenance
5. 子供の問題 Children' s Issues
6. 養育費 Child Support
7. 家庭内暴力 Domestic Violence
8. 家庭内暴力の被害者支援 Assistance for Victims of domestic Violence
9. 法律相談および代理 Legal Advice and Representation

## 1. オーストラリアの法制度および家族法 The Australian Legal System and Family Law

オーストラリアが採用するコモンロー法制度は、連邦政府および州政府が制定する法と裁判官によって形成される判例法から構成されます。各議会は、それぞれの管轄区において法を制定する権限を有しますが、連邦憲法による制限も存在します。たとえば、離婚、財産分与、育児問題、養育費などの家族法問題は連邦法によって管理され、家庭内暴力、児童保護、養子縁組などの家族法問題は州法によって管理されます。連邦法と州法の間で矛盾がある場合は連邦法が適用され、州法は矛盾する部分については無効となります（オーストラリア連邦憲法第 109 条）。

裁判が起こされ、適用法が存在しない場合、裁判官が内容を審理して判決を下します。この判決記録は「判例」となり、その後類似する訴訟が発生した際に他の裁判官がその判決がどのように下されたかを考慮し、それを適用することがあります。

家族法案件のほとんどは、まず連邦巡回裁判所（Federal Circuit Court）で審理されます。全ての上訴や複雑な第一審案件は家庭裁判所によって審理され、さらなる上訴は家庭裁判所の大法廷において審理されます。また、ごく稀ですが、オーストラリアの最上級裁判所である最高裁判所（High Court）に進む場合もあります。

## 2. 離婚 Divorce

1975年に成立した家族法（Family Law Act）によって、「無責（no fault）」離婚概念が導入されました。これが意味するのは、離婚審理において裁判所が審理するのは、当該婚姻関係が回復できないほどに破綻しているかどうかであって、どちらが破綻の原因をつくったかではないということ（1975年家族法第48条）です。婚姻関係が破綻しており、2人の子供の福祉に対して適切な取り決めが為されていると裁判所が判断すれば、離婚が認められます。

離婚裁判は財産分与、配偶者扶養、育児申請、子の扶養とは切り離して行われます。

回復できない婚姻関係破綻の証拠として唯一受け入れられるのは、当事者の12ヶ月以上の別居です。また、同居が再開される合理的見込みがないと裁判所が判断することも必要です（当事者がよりを戻す見込みがない）。

12ヶ月間の別居は連続した期間でなければなりません、以下の例外が認められています。

1. 別居後、3ヶ月未満同居した（キス・アンド・メイクアップ（kiss and make up）条項とも呼ばれます）。
2. 別居後、2回以上同居したが、各同居期間は短く、合計が3ヶ月未満である（1975年家族法第50条）。

別居には以下の3段階があります。

1. 一方または両方の当事者が別居の意志を持つ。
2. その意志に基づいて行動を起こす。
3. その意志を他方当事者に伝達する。

興味深いことに、家族法の下では、互いに何千キロも離れて暮らしていても「同居」とみなされ、逆に同じ屋根の下に暮らしていても「別居」とみなされる場合があります。

同じ屋根の下に暮らしていても12ヶ月間別居しているとみなされることがあるのです（1975年家族法第49(2)条）。当事者が「別居」期間も引き続き同居している場合、裁判所は証拠（通常は、別居を確認する宣誓供述書）の提出を求めます。

裁判所は以下の婚姻関係項目の2つ以上が不在であることを審理します。

- 当事者間の性交
- 夫婦としての社会的活動の公的および私的な共有
- 家事および日常機能の共有

12 ヶ月以上別居し、和解の見込みがないという要件を満たしても、以下に挙げるものを含むその他の事項について裁判所が納得しない限り、離婚は認められません。

1. 少なくとも一方当事者が以下に挙げる要件の 1 つを満たしていることを理由に、両当事者がオーストラリアと十分につながりがあるとみなされる。

- (a) オーストラリアの市民
- (b) オーストラリアの定住者
- (c) オーストラリアの通常在住者であり、申請の時点でオーストラリアに 1 年以上在住している（1975 年家族法第 39(3) 条）。

2. 子育てに関して適切な取り決めが為されている（通常、子育て計画・子供の養育に関する取り決め（ペアランティング（養育）プラン）、裁判所養育命令（ペアランティング（養育）オーダー）、または養育に関する取り決めの詳細な説明によって証明されます）。

3. 結婚後 2 年以内に申請が為された場合、両当事者がカウンセリングを受けている。  
上記の 3 つの基準が満たされている限り、結婚した場所（たとえば日本）は関係ありません。当事者はオーストラリアで離婚できます。一方当事者が日本人である場合、離婚が成立し次第、日本の登録記録を更新する必要があります。

オーストラリアで離婚するには連邦巡回裁判所に離婚申請を行う必要があります。日本とは違い、離婚に同意した両当事者が政府機関に離婚申請を行うことはできません。

オーストラリアで離婚を申請するメリットの 1 つとして、離婚命令を一方的に得られることがあります。他方当事者は単に離婚申請の通知を受けることになります。

離婚に関する詳細情報は以下の連邦巡回裁判所ホームページをご覧ください：  
<http://www.federalcircuitcourt.gov.au/forms/html/divorce.html>

### 3. 財産分与 Property Settlement

まず、結婚が離婚命令によって解消される場合や事実婚を経て別居する場合、時間制限が適用されるため、財産分与協議は時期を逃さずに行う必要があります。

離婚命令が出されると、両当事者は離婚成立から 12 ヶ月以内に財産分与申請を家庭裁判所 (Family Law Courts) に提出しなければなりません。同様に、事実婚関係にある 2 人が別居する場合、別居日から 2 年以内に申請を行わなければなりません。期間内に申請を行わないと、申請者は期限後申請の許可を裁判所から得る必要がありますが、これは容易ではありません (1975 年家族法第 44(3) 条と 44(5) 条)。

オーストラリアでは財産を半分に分割する権利は自動的に与えられません。各当事者が結婚/関係にどれだけ貢献したか、また各当事者の将来の経済的必要性に基づいて分割割合が決まります。

財産分与を法的に行うには 2 つの方法があります。「財産契約書 (Binding Financial Agreement)」の締結と「裁判所命令 (同意審決 (Consent Order))」の取得です。つまり、当事者がざっと文書を作成しても、それは法的効力を持ちません。財産分与を法的に行う利点として、裁判所命令または財産契約書の下での共同名義財産や一方の配偶者名義の財産の移転には印紙税が一般的に適用されません。

争われている財産分与事案のほとんどは連邦巡回裁判所に提出されますが、財産規模が大きくて複雑な案件は家庭裁判所に提出される場合もあります。

裁判所は、状況を考慮して公正と考える、財産に関するあらゆる命令を下す非常に幅広い裁量権を有しています。公正かどうかを判断するにあたって、裁判所は以下の 4 つのステップを踏みます。

1. 両当事者の財産の特定
2. 両当事者の貢献度の評価
3. 将来の必要性要素の評価
4. 提案される命令が公正であるかどうかの検討

各当事者が両当事者の総資産プールにどの程度貢献したかを決定するに当たって、裁判所は以下を評価します。

- 当事者またはその代理が結婚または子に対して行った直接的・間接的、財政的・被財政的貢献
- あらゆる財産 (もはや両当事者または一方当事者の財産ではないものも含め) の取得、保全、または改善に各当事者が行った貢献
- 結婚によって築かれた家族の福祉に各当事者が行った貢献 (主婦または親としての貢献も含まれる)

結婚の当事者による貢献を評価するにあたって、裁判所には貢献の質を評価する権限があります。これは一家の稼ぎ手、主婦、親としての役割に関連する務めをどの程度よくこなしてきたかの評価です。この初期評価に続いて、裁判所は各貢献の価値を比較します。

詳細な定性的評価はほとんどの財産分与手続きで行われず、当事者が通常の範囲内でそれぞれの役割を果たして貢献したと判断されるのが普通です。裁判所は、多くの婚姻関係において、各配偶者は社会で普通と表現されるやり方で貢献をしており、定性的評価を行った場合、（特に長い結婚/関係の場合）貢献は同等と評価される可能性が高いと認識しています。

当事者の所有物、およびその取得に対する各当事者の貢献度が確定されると、裁判所は当事者の財政的資源、手段、必要性のほか、1975年家族法の第75(2)条に規定される事項（「将来の必要性要素」と呼ばれます）について検討を行います。たとえば、当事者間の稼得能力の格差（DJM v JLM (1998) FLC92-816）、18歳未満の子の監護、両当事者の健康と年齢など、多くの要素が考慮されます。

両当事者の貢献度および1975年家族法第75(2)条に規定される要素の評価をもって、裁判所は公正な分割を達成（Dickson & Dickson (1999) FLC92-843）するために必要な全体的調整を最終的にを行います。

実際のケースでは、夫婦が最小限の資産で長期間の結婚生活を開始し、その後別居するに当たって一方当事者が18歳未満の子の主たる養護者となる場合、一般に60：40で主たる養護者に有利な判断が為されることが多いです。これは、裁判所が貢献度は同等と評価したとしても、主たる養護者に対して別居後の子の養護を考慮した調整が為されるからです。もちろん、一方当事者が特別な貢献をしてきた場合（たとえば、関係開始時に多くの資産を持ち込んだ）、または他方当事者が特別な将来必要性を有する場合（たとえば、就労できる時間・期間が著しく短い）などはこれに限りません。裁判所はケースバイケースで分割割合を評価します。

財産問題は他方当事者との交渉・合意によって解決するほうが経済的かつはるかにストレスが少なく済みます。前述の通り、財産分与合意を文書で証明する方法は主に2つあります。

1. 財産契約書（BFA）
2. 同意審決。

### ***財産契約書 Binding Financial Agreement***

財政合意は、結婚または事実婚の前（1975年家族法第90B条、90UB条）、結婚または事実婚の間（1975年家族法第90C条、90UC条）、および離婚または事実婚の破綻後（1975年家族法第90D条、90UD条）に締結できるため、財政合意は関係のあらゆる段階で締結することができるといえます。

BFA が存在する場合、裁判所はこの合意に反する財産調整命令を下すことはできません。したがって、BFA は各当事者の財産分与権を無効にします。BFA が拘束力、強制力を持つためには、BFA は以下を満たしていなければいけません。

1. 書面である。
2. 1975 年家族法の関連条項に準じて書かれている。
3. 他の BFA が存在しない。
4. BFA に署名する前に、BFA が自分の権利の及ぼす影響、および BFA 締結のメリット、デメリットについて各当事者が弁護士の独立した法律相談を受けたという内容の記述がある。
5. 助言を行った各弁護士の証明書が添付されている。
6. 両当事者が署名し、一方当事者が 1 通を保管し、他方当事者がその複写を保管している。
7. 裁判所により無効化されていない。
8. 廃止されていない。

### **同意審決 *Consent Orders***

同意審決は裁判所の命令案として作成されます。家庭裁判所の記録官は、命令の条件が公平であると判断した場合に、命令案の条件を封印命令として発効します。申請書、婚姻証明書（結婚している場合）、命令案を申請費と合わせて家庭裁判所に提出します。問題がなければ、同意審決は数週間以内に発行されます。同意審決を取得するために出廷する必要はなく、これが財産分与問題を法的に処理する最も迅速で安価な方法と考えられています。

#### 4. 配偶者の扶養 Spousal Maintenance

1975 年家族法第 72 条および第 90SE 条は、配偶者は別居後も結婚または事実婚の他方当事者から扶養を受ける権利を有する場合がありますと規定しています。

一方当事者は別居後、扶養を求める他方当事者が以下に挙げる理由により自活することができない場合、合理的に可能な範囲において他方当事者を扶養する義務を負う場合があります。

1. 当該の結婚または関係により生まれた 18 歳未満の子を養育しなければならない。
2. 年齢、あるいは身体的または精神的無能力により有給で仕事に就くことができない。
3. その他の適切な理由

配偶者扶養申請は離婚成立から 12 ヶ月以内に連邦巡回裁判所に申請する必要があります (1975 年家族法第 44(3)条)。かつて事実婚の配偶者だった人は事実婚が解消されてから 2 年以内に申請する必要があります (1975 年家族法第 44(5)条)。

裁判所は配偶者扶養費について、一括払いまたはある時点 (たとえば、学業の終了) までの定期払いを命令するのが一般的です。これは、家庭裁判所は「終局性の原理」の拘束を受けるからです。裁判所は終局性の原理によって、当事者間に存在する財政的義務と権利とを裁判所命令によって分離する義務を負います (1975 年家族法第 81 条および第 90ST 条)。

配偶者扶養は、被扶養配偶者の死、扶養配偶者の死、または被扶養配偶者の再婚によって終了します (1975 年家族法第 82 条および第 90J 条)。

## 5. 子供の問題 Children's Issues

2006年7月1日、オーストラリアの家族法にとって大きな変化がありました。2006年改正家族法（親の共同責任）（*Family Law Amendment (Shared Parental Responsibility) Act 2006* (Cth)）の発効です。改正以前は、別居後、一方の親がほとんどの時間を子供と過ごし、他方の親（通常は父親）が隔週末を子供と過ごすというのがきわめて一般的でした。現在は、子供に関する決定は両親で行い、可能な限り子と過ごす時間を母と父で平等に分割するようになってきています。

その他、改正法では1975年家族法で使用されていた表現が多く変更されました。たとえば、「居住 (residence)」、「面会 (contact)」、「具体的問題 (specific issues)」という表現が削除されました。

主な用語の変更には以下のものが含まれます。

- 「居住」に関わる命令は、子供が「同居する」人に言及する命令に変更
- 「面会」に関わる命令は、子供が「一緒に時間を過ごす」または「連絡を取り合う」人に言及する命令に変更

1996年以前は、監護権 (custody) や面会権 (access) といった言葉が使われていました。このような言葉の変化は、政府が子供を親の所有物としてみることを止め、子供が両方の親と関係を持つ権利を認めるようになってきていることを示しています。

子育てに関して両親が合意できない場合、以下の3つの裁判所の1つに申請できます。

1. オーストラリア家庭裁判所 (Family Court of Australia)
2. オーストラリア連邦巡回裁判所 (Federal Circuit Court of Australia)
3. クイーンズランド州治安判事裁判所 (Magistrates Court of Queensland) (ただし、全当事者の同意を得て最終的な子育て命令を出すのみである場合があります。)

実際のところ、ほとんどの事案が連邦巡回裁判所で処理され、複雑な事案は家庭裁判所で扱われます。制限が多いため、治安判事裁判所に家族法申請が出されることはきわめて稀です。

### **親の責任 Parental Responsibility**

子育て命令を出すにあたって、裁判所は、子供の一方の親が家庭内暴力や子供の虐待を行ってきたと信じるに足る合理的根拠がある場合を除いて、両親が平等な協働子育て責任を持つことがその子に最良の利益をもたらすと想定します (1975年家族法 62DA 条)。重要なこととして、この想定は子育て責任のみに関係するのであって、子供が各親と過ごす時間には関係しません。

「平等な協働子育て責任」想定が適用されない状況が3つあります。

1. 子供の虐待や家庭内暴力があったと考えられる合理的根拠（単なる主張ではなく）がある。
2. 中間審理において、裁判所がこの想定適用が不適切であると判断する。
3. この想定適用が子供に最良の利益をもたらさない。

この想定が適用される状況では、母親と父親は協議のうえ、協力して主な長期的問題に関する決定を行うことが法によって義務づけられています。この長期的問題には子供に関する以下の問題が含まれます。

- 教育
- 宗教および文化的教育
- 健康
- 名前
- 子供が一方の親と一緒に時間を過ごすことを著しく難しくする生活環境の変更（1975年家族法第4(1)条）

したがって、一方の親が子供を連れて日本に移転することはこの最後の項目に該当するため、移転しようとする親は他方当事者に相談しなければなりません。

### **共同の養育 Shared Parenting**

1975年家族法 65DAA 条は、裁判所は子供が両親と同等と一緒に時間を過ごす可能性を探らなければならないと規定しています。

養育命令により子供の両親が平等な共同養育責任を持つ場合、裁判所は以下を考慮しなければなりません。

1. 子供が両親それぞれと同等の時間を過ごすことがその子供に最良の利益をもたらすか。
2. 子供が両親それぞれと同等の時間を過ごすことが合理的に実行可能か。

もしそれが子供に最良の利益をもたらす、かつ合理的に実行可能であるなら、裁判所は子供が両親それぞれと同等の時間を過ごせるようにする命令を下す検討をしなければなりません。

養育命令によって子供の両親が平等な共同養育責任を持ち、かつ子供が両親と同等の時間を過ごす命令を裁判所が下さない場合、裁判所は以下を考慮しなければなりません。

1. 子供が十分かつ重要な時間（substantial and significant time）を両親のそれぞれと過ごすことがその子供に最良の利益をもたらすか。
2. 子供が十分かつ重要な時間を両親のそれぞれと過ごすことが合理的に実行可能か。

1975 年家族法第 65DAA(3)条は、「十分かつ重要な時間」には平日、週末、休日、子供にとって特別な日（誕生日など）、その親にとって特別な日（母の日、父の日など）が含まれると規定しています。

子供が両親のそれぞれと同等の時間または十分かつ重要な時間を過ごすことが合理的に実行可能かどうか判断するにあたって、裁判所は以下を考慮しなければなりません。

1. 両親が距離的にどの程度離れて暮らしているか
2. 子供が両親それぞれと同等の時間または十分かつ重要な時間を過ごすための取り決めを実行する両親の現在および将来の能力
3. 互いに意志疎通をとって、各手配を行うに当たって生じるかもしれない問題を解決する両親の現在および将来の能力
4. この種の手配が子供の及ぼす影響
5. 関連性があると裁判所が判断するその他の事項

実際の所、一方の親が子供と過ごす時間が「十分かつ重要な」時間に満たないことは稀になってきています。しかし、例外として、一方の親が裁判所命令の下で子供と共に日本に移転するケースが考えられます。

### **子供の見解 *Children's Views***

多くのケースで、別れた両親の子供はどちらの親と一緒に住みたいかを表明できるほど成熟しています。子供は裁判手続き中、意見表明を義務づけられていませんが（1975 年家族法第 60CE 条）、特定の養育命令を下すかどうかを判断するにあたって、裁判所は子供が表明するあらゆる意見を考慮する必要があります（1975 年家族法第 60CC(3)(a)条、60D(1)条）。

裁判所は以下の方法で子供の意見を確認します。

1. 1975 年家族法第 62G 条により作成された家族報告書の内容を考慮する。
2. 子供が弁護士の独立した代表を受ける命令を発行する。
3. 裁判所が適切と考えるその他の方法

家族報告書が同法第 62G 条に従って家族コンサルタントによって作成される場合、コンサルタントは子供の意見を確認し、報告書にこれを加えなければなりません（子供の年齢、成熟度、その他の特別な状況を鑑みて不適切である場合を除く）（1975 年家族法第 62G(3B)条）。

このような家族報告書は、子供を連れた日本移転の申請に必要な場合があります。なぜなら、このような海外移転はオーストラリアに残される親と子供との関係を制限することになるため、子供の最良の利益にならないと残されることになる親が主張することが多いからです。

## 海外移転 *International Relocation*

一方の親の外国移転の是非はしばしば裁判で争われます。このような事案は複雑である場合が多く、容易に適用できる目安はありません（これは 1975 年家族法に加えられた改正を考えるとなおさらです）。

移転理由の偽りのなさ、そして移転する親と家族にその移転がもたらすメリットは、その他全ての証拠事実とともに考慮されるべき要素です。一方の親が他方の親を子供の生活から排除することが移転の動機であれば、移転申請は高い確率で却下されるでしょう。しかし、裁判「A v A: Relocation Approach (2000) FLC93-035」に対する家庭裁判所大法廷の判断では、申請者はやむを得ない移転理由を証明する必要はないとしています。裁判所は一方の親の移転を禁止する命令を下すことはできないため、自由に移動する権利（連邦憲法によって保障される権利）も考慮される要素の 1 つです。

しかし、裁判所は特定の地域から子供を移動させることを禁止する命令を下すことはできるので、このような命令が実質的に親の移転を禁止する命令と同じ効果を持つ場合もあります。最高裁判所は裁判「U v U (2002) FLC93-112」においてこの難しい問題を審理し、A v A において出された判断が正しいことを確認しました。法律が改正されたことで、移転問題が裁判所によってどのように判断されるかを予想するのが難しくなりました。

過去、子供を連れての日本移転を希望する日本人の親はオーストラリアの裁判では不利な立場に置かれてきました。しかし、2014 年 4 月 1 日に日本がハーグ条約に加盟したことで、オーストラリアから日本への移転はオーストラリアからその他の条約加盟国への移転と同様に扱われる可能性が高くなったといえます。

## 空港監視リスト (*Airport Watch List*) と 海外旅行 (*International Travel*)

別居後に子供を連れて日本に移転することを考える日本人の親は、法的制限や著しい不自由を被りやすくなります。

夫婦仲や事実婚関係が良い間は一方の親が子供を連れてオーストラリアを出国することは合法ですし、さらに、両親が別居した後であってもこの行為自体は違法ではありません。しかし、一方の親が養育命令申請を連邦巡回裁判所に提出すると、他方の親が子供を連れて出国することは犯罪になります。

1975 年家族法第 65Z 条は、一方の親が養育申請を裁判所に提出している状況でもう一方の親が子供を連れてオーストラリアを出国すると最高 3 年の禁固刑を科すと規定しています。

これには 2 つの例外があります。

1. もう一方の親の書面による同意がある。
2. 出国を許可する裁判所命令がある。

養育命令が有効である間に子供を連れてオーストラリアを出国することが罪なのは言うまでもありません。1975年家族法第65Y条も同じ罰則および例外を規定しています。

オーストラリア連邦警察（AFP）には、児童奪取の申し立てに対応する家族法部門（Family Law Section）があります。AFPは「空港監視リスト（家族法監視リストとも呼ばれる）」をもとに対応を行います。

必要な手続きは、連邦巡回裁判所に開始申請（Initiating Application）を提出して、子供の空港監視リスト追加をAFPに指示する命令を得るだけです。養育申請が出されてから子供を連れて出国するのは犯罪となるため（第65Z条）、AFPは裁判所の印があり、初回裁判期日が手書きで書かれた開始申請書を受領し次第、空港監視リストに当該の子供を追加します。AFPへの送付はファックス、Eメール、または直接提出によって行います。

一旦申請が出されると、AFPは当該の子供の氏名と誕生日を全国データベースに登録します。このデータベースはオーストラリア国内全ての国際空港および海港の出国管理コンピューターとリンクされています。データベースに記録されるのは氏名と誕生日だけなので、例えば出国しようとする親が日本のパスポートを使っている場合、空港監視リストによって捕捉されません。

空港の出国手続きで親が子供のパスポートを提示すると、コンピューターはその子供が空港監視リストに含まれていることを審査官に警告します。ここでAFPが介入し、その親子の出国が阻まれます。子供を空港監視リストから外すには裁判所命令が必要です。

子供がまだパスポートを保持しておらず、一方の親が他方の親が子供を連れて出国しようとしているのではないかと疑いを持っている場合、外務省（Department of Foreign Affairs and Trade）に対し、子供のパスポート申請を拒否するよう申請することができます（子供の旅券の発券拒否申請（Child Alert Request））。

重要なこととして、過去に子供の奪取を試みたことのある親はその後の家族法手続きにおいて著しく不利な立場に置かれます。

現在、日本人の親は、子供の奪取未遂に問われるリスクを取ることなく、子供と日本とのつながりを維持する目的で子供と共に日本に移転することや定期的国際移動を行うことを交渉しやすくなっています。その理由の一つとして日本がハーグ条約に加盟したことがあります。

### ハーグ条約 *The Hague Convention*

ハーグ条約（国際的な児童奪取の民事上の側面に関するハーグ条約）は1980年10月25日に採択された国際条約です。国際的な子供の奪取または保持を防ぐまたはこれに効果的に対処する目的でおよそ92の締結国に義務を課しています。オーストラリアは1987年1月1日

に締結国になりました。日本は 2014 年 1 月 24 日に締結し、2014 年 4 月 1 日に発効を完了しています。

子供が日本国内に奪取されたり、合意期間を超えて日本国内に保持された場合、オーストラリアに残された親はキャンベラの「中央当局」（連邦法務長官室（Commonwealth Attorney General's Office））を通じて子供のオーストラリアへの送還を申請することができます。同様に、日本の中央当局である外務省は日本からオーストラリアに奪取された子供、合意期間を超えてオーストラリア国内に保持されている子供の日本への送還を支援します。

ハーグ条約のもとで子供を取り戻すために、申請者は以下を証明する必要があります。

1. 当該子供が 16 歳未満である。
2. 申請者に当該子供の養育義務があり、子供がオーストラリアから奪取された時点でその養育義務を果たしていた。
3. オーストラリアから奪取されるまで、当該子供はオーストラリアに定住していた。
4. 申請者は当該子供が日本に移転または保持されることに同意していない。

ただし、当該子供を連れて日本にいる親が以下を証明できるなら、その親は当該子供を日本に保持できます。

1. 帰国申請が出されてから 1 年以上経過しており、当該子供が日本に定住している。
2. 当該子供がオーストラリアから奪取された時点で、申請者に養育義務がなかった、もしくはその義務を果たしていなかった。
3. 当該子供がオーストラリアに戻された場合に身体的または精神的な害が当該子供に及ぶ、または当該子供が耐えがたい状況におかれる深刻なリスクがある。
4. 当該子供がオーストラリアに戻らないという強い意志を表明しており、この意志を考慮するのが適切と裁判所が考える年齢および成熟に当該子供が達している。
5. 当該子供がオーストラリアに戻されると、その基本的人権が否定されることになる。

子供の奪取、保持に関与する親、また日本への移転を考える親は出来るだけ早く法律相談を受けるべきです。

両親が友好的な関係にあり争うことなく意志疎通がとれるなら、訴訟を起こさず、養育に関する取り決めを結ぶ、もしくは合意条件を正式なものにする同意審決を得るという選択肢もあります。新改正法の下では、両親は養育に関する取り決めを結び、子供に関係する取り決めを正式なものにすることを強く奨励されています。

同意審決は当事者間の取り決めが強制的裁判所命令に切り替えられたものです。必要な手続きは家庭裁判所に必要書類を提出するだけであり、同意審決は通常 2～3 週間以内に発行されます。出廷する必要はありません。

重要なこととして、オーストラリアでは、子供の利益が最優先で考慮されており（1975 年家族法第 60CA 条）、全ての子供に両親を知り、両親の世話を受け、そして両親と定期的にコミュニケーションを取る権利があります（1975 年家族法第 60B(2)条）。つまり、ここで重要なのは、両親と有意義な関係を維持する子供の権利なのであって、子供と会う親の権利ではないのです。

連邦政府は、養育に関する取り決めに正式なものにし、関連問題を話し合う必要のある親に支援・助言を行うリソースセンターとホットラインサービスを開設しています。サービス提供者リストを参照するには[関係機関リスト \(GOVERNMENT SERVICE PROVIDERS\)](#)をご確認ください。

## 6. 養育費 Child Support

養育費の評価および受け取りは、連邦政府機関である福祉サービス省（Department of Human Services）が管理しています。裁判所に直接出向いて養育費を申請することはできません。

申請はオンライン（<http://www.humanservices.gov.au/>）または電話（131 272）で行います。

養育費申請の基準として、申請者はパートナーまたは配偶者と別居しており、18 歳未満の子供を養育している必要があります。養育費の額は主に他方の親の養育費支払い能力によって決まりますが、養育費の額を推定するのに便利なオンラインカリキュレータが福祉サービス省のウェブサイトにあります（<https://processing.csa.gov.au/estimator/About.aspx>）。

養育費の額に影響する情報には以下が含まれます。

1. 子供の数
2. 過去の他の関係で生まれた扶養児童の数
3. 各当事者の課税所得
4. 子供が宿泊する日数と頻度

養育費の額は福祉サービス省によって算出され、その通知が支払う側の親に送付されます。支払う側の親は養育費を定期的に（通常は月に1度）同省の信託口座に振り込み、それが受け取る側の親に送金されます。同省が介在せずに当事者間で養育費額を決め、その受け渡しも当事者間で行うことも可能です。養育費に関する取り決め（Child Support Agreement）と呼ばれる拘束力のある取り決めを結ぶことも可能です。この取り決めは同省に登録され、法的な強制力を持ちます。

福祉サービス省が決定した養育費額に不満がある場合、社会保障控訴裁判所（Social Security Appeals Tribunal（SSAT））に上訴できる場合があります、さらに SSAT の決定にも不満がある場合は回数に制限はあるものの連邦巡回裁判所に上訴できる場合があります。

センターリンク（Centrelink）は、連邦給付金の受給者がセンターリンクの基準給付額を超えた給付を受けるには、まず養育費の申請を行わなければならないとしています。しかし、家庭内暴力があったことを証明できる場合（保護命令や警察調書を提示するなどして）、センターリンク給付金の受給者であっても元パートナーへの養育費請求義務が免除されることがあります。

養育費支払い義務は、子供が死亡する、18 歳になる、結婚するあるいは事実婚関係に入る、養子になる、または海外に永住してオーストラリア市民権を失った時点で消失します（1989 年養育費（評価）法第 12(1)条）。

## 7. 家庭内暴力 Domestic Violence

家庭内暴力に適用されるクイーンズランド州の法律は 2012 年家庭内暴力保護法 (*Domestic and Family Violence Protection Act 2012* (Qld)) です。以前、異性同士の関係における暴力にのみ法律が適用される期間が長く続いていました。1999 年、法律が拡大され、同居する同性カップルにも法律が適用されるようになりました。2003 年、クイーンズランド州政府は法律をさらに拡大し、幅広い家族構成員、非公式に世話をする関係にある人、ある種のデート関係にある人も法の対象に加えられました。そして 2012 年 9 月 1 日の大幅な法律改正によって家庭内暴力の定義が拡大され、暴力癖を証明する要件が、保護命令が「必要」もしくは「望ましい」かどうかという単純な基準によって置き換えられました。したがって、クイーンズランド州では保護命令を取得するのが比較的容易になったといえます。

身体的な暴力は家庭内暴力の一形態に過ぎません。その他の幅広い行動も家庭内暴力に含まれます。家庭内暴力の根本にあるのは、相手に対して加害者が力と支配を行使したいという欲求です。このように人を虐待する権利は誰にもありません。虐待を受けている人はしばしば緊張と恐れのなかで生活します。

家庭内暴力は 2012 年家庭内暴力保護法の第 8(1) 条によって以下の通り定義されています。

家庭内暴力とは「特定関係」 (relevant relationship (同法に定義あり)) にある 2 人のうちの 1 人 (加害者) がもう 1 人 (被害者) に向ける行為を指し、以下の行為がこれに含まれます。

- (a) 身体的・性的虐待
- (b) 感情的・精神的虐待
- (c) 経済的虐待
- (d) 脅迫的行為
- (e) 威圧的行為
- (f) 被害者を支配または威圧し、被害者に本人または第三者の安全または福祉に対する不安を抱かせるその他の行為

以下に家庭内暴力の例を挙げます。

1. **言葉による虐待**—継続的なけなし (時として人前で)、人間、恋人、親、またはパートナーとしての無能さに関する発言
2. **経済的虐待**—家族収入の使い道を決める際にパートナーの意見を聞かなかったり、家族の通常の生活に必要な金を渡さなかったり、生活保護を受けるよう強制したりするなどの行為
3. **感情的虐待**—外出中の相手を車や徒歩でつきまったり、軽蔑的になじったりする (人種的あざけりを含む) 行為を繰り返す行為

4. **社会的虐待**—相手がその家族や友人と交流するのを妨げたり、家族の車を使わせなかったりする行為。多くの虐待被害者が、虐待するパートナーとの同居中、兄弟姉妹や古い付き合いの友人と接触できないなどの社会的孤立を経験したと語っています。
5. **性的虐待**—強制的性交や相手が嫌がる強制的性行為が含まれます。性的虐待はゲイやレズビアンカップルにも起こり得ますが、同性愛者はこうした虐待を公にしたがらない傾向があります。
6. **身体的虐待**—殴ったり、突いたり、乱暴に押ししたり、髪を引っ張ったり、平手打ちをしたり、蹴ったり、腕をひねったり、壁などに乱暴に押しつけたりする行為が含まれます。凶器を使ったり、凶器を使うと脅したりすることも含まれる場合があります。
7. **精神的虐待**—この種の虐待は家族に向けられ、相手の自信を失わせたり、相手が精神異常、役立たず、ばかであると思わせたりするために行われます。暴力の脅威を与えたり、恐怖心を抱かせたりするその他の行為も含まれます。
8. **財産の損傷**—瀬戸物を破壊する、壁を殴って穴を開ける、車を損傷させるなどが含まれます。相手を怖がらせるために行われる行為です。
9. **危害の脅し**—現行法では、相手を悩ませたり、威嚇したり、怖がらせたりする目的で自殺や自傷行為をすると脅す行為も含まれるようになりました。

暴力的な相手との関係を絶つことは容易ではありませんが、多くの人はこれを理解せず、関係を絶たない被害者を責めます。被害者がこのような関係から抜け出るのが難しいと感じるのは、子供ために関係を続ける義務があると考えていたり、家族や友人から受けるプレッシャーがあるからです。カウンセラーに相談するのもいいでしょう。被害者の中には、同居中の暴力より別居後も続く暴力の恐怖のほうがたちが悪いという人もいます。なぜなら、みえない恐怖におびえて暮らさなければならないからです。このような場合に法制度が助けとなります。

申請先はクイーンズランド州治安判事裁判所で、申請は被害者、被害者が文書により承認した成人、警察官、または法律のもとで被害者を代理する人（委任状を受けた代理人など）が行います。法的要件を満たしている人はリーガルエイド（公的司法支援制度）を利用できますが、そうでない場合、裁判支援制度、コミュニティー・リーガル・センター（「法律相談および代理」項を参照）、家庭内暴力サポート団体、警察検察官（police prosecutor）を通じて助言や代理を受けられます。早い段階で法律相談を受けることが大切です。

2012年家庭内暴力保護法第37(1)条は、以下の全てが確認された場合に裁判所は保護命令を発行できると規定しています。

- (a) 被害者と被告の間に存在する「特定関係（同法に定義あり）」。
- (b) 被告が被害者に対して家庭内暴力を犯した。
- (c) 被害者を家庭内暴力から保護するために保護命令が必要または望ましい。

通常、保護命令は2年間有効ですが、状況によってはこの期間の最後に「保護命令変更申請 (Application to Vary a Protection Order)」を提出することで延長できます。

被告が保護命令に違反すると、これは犯罪行為となり、起訴されて最高 6600 ドルの罰金刑か最高2年の禁固刑を受ける場合があります。被告には高い確率で犯歴がつきます。

被害者が子供と関連して既に家庭裁判所で係争中の事案がある場合、治安判事裁判所に保護命令を申請することなく、暴力の「差止命令」 (injunction) を得られることもあります (1975年家族法第114(1)条)。

## 8. 家庭内暴力の被害者支援 Assistance for Victims of domestic Violence

家庭内暴力の被害者がサポートやカウンセリングを受けるのが有用なのは、家庭内暴力を通報したり、保護命令申請を始めたりするのに必要な自信を得ることができるからです。カウンセラーやカウンセリング・エージェンシーは専門分野に特化している場合が多いので、自分に一番合ったエージェンシーを見つけることが大切です。クイーンズランド州の様々なエージェンシーが、女性、家庭内暴力のある環境で育った子供、暴力的男性、ゲイ、レズビアン、高齢者、虐待されている身障者にカウンセリングを提供しています。

家庭内暴力カウンセラーやサポート組織のリストを参照するには関係機関リスト (DV COUNSELLORS AND SUPPORT SERVICES)をご確認ください。

一部のエージェンシーは英語を母国語としない人に特化しており、様々な文化的・宗教的問題を理解したうえでサポートしてくれます。

まだ加害者と別居していない被害者は、必要が生じた際に直ちに家を出られるよう、以下の準備をしておくべきです。

- 状況を知っていて、危機に陥ったときに助けを求められる人に内密に話しておく。
- 緊急時用に少額の現金を安全な場所に隠しておく。
- 家と車の鍵のスペアを作っておく。
- すぐに持ち出せるよう、重要書類の保管場所を把握しておく。
- 衣服、薬、重要書類、鍵、いくらかの現金を友人または親類に預けておく。
- 緊急時の電話番号を暗記するか、常に携帯する。

安全な緊急宿泊先が必要な女性とその子供は、24 時間家庭内暴力電話サービス (Domestic Violence Telephone Service、1800 811811) を利用できます。これは緊急宿泊先 (通常は家庭内暴力から逃げる女性の避難所) を紹介してくれるサービスです。避難所のスタッフはセンターリンクの給付金申請、保護命令の申し立て、必要ならその他の宿泊施設の世話をしてくれます。また、家庭内暴力サービス機関やその他のコミュニティーワーカーはある程度の実地的支援をしてくれます。

可能なら、家からの避難は計画的に行うべきです。友人宅や親類宅への宿泊手配や、さらにもう一步進んで賃貸住宅を事前に確保しておくのもいい考えでしょう。

住宅省 (The Department of Housing) は家庭内暴力の被害者に対する宿泊施設提供や金銭的支援を優先的に行っていますが、このような優先的措置は深刻な身体的虐待がある場合に行われるのが一般的です。同省へのサービス料金の支払いは、そのサービスが家庭内暴力に関連して利用したのであれば、支払いが免除されます。この場合、家庭内暴力があったことを証明する必要があり、同省は保護命令、家庭裁判所差し止め、刑事訴訟など、法的措置が取られている証拠を確認します。政策は変更されることがあるので、最新情報については同省に直接問い合わせてください。

(Tel 1800 474 753、Email: [psosupport@smartservice.qld.gov.au](mailto:psosupport@smartservice.qld.gov.au))

民間の住宅市場で住宅を借りる場合、保証金ローンや家賃援助が受けられます。住宅省とセンターリンクが問い合わせに対応しています。クイーンズランド州 1994 年住宅賃借法 (*Residential Tenancies Act 1994 (Qld)*) 第 150 条は、暴力的なパートナー や共同借地人との賃借合意は廃止できると規定しています。通常、申請は治安判事裁判所に行い、同裁判所が保護命令申請を審理します。裁判所は、他方の人について以下のいずれかを確認する必要があります。

1. 配偶者に対して家庭内暴力をふるった。
2. 共有財産に損害をもたらしたか、損害をもたらす可能性が高い。

申請が裁判所によって認められると、賃借権が解除され、賃借契約が申請者に移転され、加害者が除外されます。

## 9. 法律相談および代理 Legal Advice and Representation

クイーンズランド州政府および民間組織は、財政的に苦しく、民間の法的代理や助言を受けられない人のため無料の法的支援システムを用意しています。このシステムには3つのカテゴリーがあります。

### 1. リーガル・エイド・クイーンズランド (LAQ)

クイーンズランド政府が資金援助する LAQ は、パートナーと別れて 6 週間以上経過しており、重大な法的紛争を抱え、かつメリットテスト（合理性テスト）とミーンズテスト（資産テスト）の両方に合格した申請者に対し、弁護士による無料代理サービスを提供します。状況によっては、支払い能力のある依頼人は、費用の一部の後払い（遡及的支払い）と子供の独立弁護士費用 (Independent Children's Lawyer) の一部負担のいずれかもしくは両方を求められる場合があります。

#### **Legal Aid Queensland (リーガル・エイド・クイーンズランド)**

44 Herschel Street

Brisbane QLD 4001

Ph: 1300 651188 / (07) 3238 3500

Interpreter Service: 131450

mailbox@legalaid.qld.gov.au

### 2. コミュニティー・リーガル・センター (CLC)

CLC は政府の一部資金援助を受けますが、主な資金源は民間組織と募金です。CLC は収入テストや合理性テストを課すことなく無料の法律相談を提供する団体です。ボランティアの弁護士および法学部生によって運営されています。裁判手続きにおける法的代理には制限がありますが、状況に合った法律上助言を個人に与え、裁判文書を精査してくれます。

クイーンズランド州 CLC のリストを参照するには[関係機関リスト \(COMMUNITY LEGAL CENTRES\)](#) をクリックしてください。

### 3. 無料 (プロボノ) の法律相談および代理

一部の民間弁護士事務所は無料弁護訴訟（無料の法的代理）を引き受けています。しかし、このサービスは通常、公共の利益性がある事案に限られ、家族法事案を受ける事務所は限られています。

無料 (プロボノ) の法律サービスを提供する事務所のリストは[関係機関リスト \(PRO BONO ORGANISATIONS\)](#) をご確認ください。

(了)